

# まちを美しくする

# 条例を制定しました

平成18年9月1日(金)スタート

自然豊かな袋井市。一面に広がる田園地帯と美しい茶畑、さらには太田川、原野谷川、南には遠州灘と美しい自然環境に恵まれています。

市では、この美しい自然環境を将来に引き継ぐために、「まちを美しくする条例」を制定しました。市民の皆さんや事業所の皆さんと連携を図り、自然環境や生活環境の保全、資源の有効活用、地球温暖化防止などの取り組みを進めていきます。

問 環境衛生課環境保全係 ☎ 4 4 3 1 1 5

## 市民の責務

- 環境に関する意識を高め、日常生活の中で環境にやさしい生活を送りましょう。
- 市が実施する環境に関する行事などに積極的に参加しましょう。
- 地域における環境保全活動に積極的に参加しましょう。

### 【市民の皆さんができること】

- ・電気やガスなどのエネルギーの無駄使いはやめ、省エネ生活を心掛けましょう。
- ・ごみを減らすために、ごみの分別をしたり、買い物にはマイバッグを持参したりしましょう。
- ・川の水を汚さないために、公共下水道への接続や合併処理浄化槽の設置などによる生活排水の浄化に努めましょう。
- ・自動車のエンジンの空ぶかしや騒音などで、周りの人に迷惑を掛けないようにしましょう。

まちを美しくする条例では、市民、事業者、市のそれぞれの責務（取り組むこと）を定めています。また、三者の協働により、環境の保全に関する施策を総合的・計画的に推進し、将来にわたってすべての市民の健康と文化的な生活を確保することを目的としています。

## 協働

## 事業者の責務

- 事業活動の中で環境の保全を常に心掛け、必要な措置を講じましょう。

### 【事業所の皆さんができること】

- ・騒音・悪臭などの公害の発生を防止しましょう。
- ・事業所敷地内の緑化を推進しましょう。
- ・市と環境保全協定を締結し、環境保全に努めましょう。

## 市の責務

- 良好な環境を保ち、また、創り出すために必要な施策を総合的に実施するよう努めます。

### 【市が行うこと】

- ・市民の皆さんが快適な生活ができるよう様々な施策を実施します。
- ・市民の皆さんが環境に対する意識を高めていただくため、環境保全についてPRします。

次の迷惑行為は  
禁止されています

空き缶や空き瓶などのポイ捨て、  
ごみの不法投棄はいけません

空き缶や空き瓶、食品などの容器、ガムのかみかす、紙くずなど、自分で出したごみは、持ち帰りましょう。

ごみの不法投棄は、犯罪です。ごみは、ルールに従って処分しましょう。

犬や猫の飼い主は、公共の場所や他人の所有地にふんを放置してはいけません

ふんを処理するための用具を携帯し、適正に処理してください。その場に埋めることもやめましょう。



たばこの吸い殻のポイ捨てはいけません

たばこは、灰皿のある場所で吸いましょう。灰皿のない場所でたばこを吸う場合は、吸いがら入れを使用しましょう。ポイ捨てしないで、きちんと処分しましょう。

健康増進法で、たばこを吸うことが禁止されている場所（学校や病院など）では、吸うことができません。

落書きをしてはいけません

落書きは犯罪です。被害者だけでなく、落書きを見た人の気持ちも不快にします。



生活環境保全のため  
ご協力ください

容器入りの飲食料販売業者は、回収容器を設置しましょう

容器入りの飲食料の販売業者は、空き缶や空き容器が散乱しないように回収容器を設置してください。

また、消費者の皆さんにごみについての啓発をしましょう。



空き地は、適正に管理しましょう

空き地の管理者は、雑草が生い茂っていたり、ごみが散乱していたりするときは、取り除かなければいけません。

火災やごみの不法投棄の原因になります。

自分の土地は、自分で管理しましょう。



「まちを美しくする条例」は、私たちが住んでいるまちをより住みやすいまちにするために制定した条例です。ここでは条例の一部を紹介しています。環境について、市民一人ひとりが考え、環境への意識を高め行動していくことが、美しい自然環境や生活環境の保全につながります。

市民、事業者、行政が協働して環境保全を進めていきましょう。

この迷惑行為において、正当な理由がなく原状回復命令に従わない場合、市は、氏名や住所、内容について公表することができます。